

相続税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 相続税法において、個人以外の者に相続税を課すこととされている規定について、それらの内容及び計算方法をそれぞれ説明しなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練 第5回〔第一問〕

問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(3)の問いに答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲は、平成30年11月11日に死亡した。被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得した者は、配偶者乙及び長男Aであった。

配偶者乙は、その取得した財産のうちの一部を持分の定めない法人Xに対し贈与し、その贈与は相続税の期限内申告書の提出期限までに適法に受け入れられている。

- (1) 配偶者乙からの贈与により持分の定めない法人Xから長男Aが特別の利益を受けることとなった場合の贈与税の課税関係について説明しなさい。
- (2) 持分の定めない法人Xが租税特別措置法第70条に規定する公益社団法人で一定のものである場合に配偶者乙に適用される相続税の非課税規定について説明しなさい。
- (3) (2)の規定の適用を受けた後、平成31年12月に法人Xが租税特別措置法第70条に規定する公益社団法人で一定のものに該当しないこととなった場合の(2)の規定の取り扱い及び配偶者乙がとるべき手続について説明しなさい。

●直前予想答練 第2回〔第一問〕

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲は、平成30年6月1日に死亡した。被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得した者は、配偶者乙及び長男Aであった。

配偶者乙はその取得した財産のうちの一部を持分の定めない法人Xに、子Aはその取得した財産の一部を人格のない社団Yにそれぞれ贈与し、その贈与は相続税の期限内申告書の提出期限までに適法に受け入れられている。

- (1) 配偶者乙からの贈与により持分の定めない法人Xから当該法人の設立者丙（被相続人甲、配偶者乙及び長男Aの親族又は特別の関係がある者には該当しない。）が特別の利益を受けることとなった場合の贈与税の課税について説明しなさい。
- (2) 長男Aから贈与を受けた人格のない社団Yに対する贈与税の課税について説明しなさい。

ズバリ的中!

〔第一問〕

問2 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下問2において「特例」という。）について次の問に答えなさい。

- (1) 特例の適用対象となる「特定居住用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。
- (2) 特例の適用対象となる「貸付事業用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。

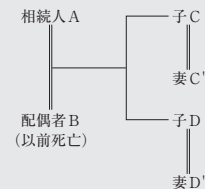
●実力完成答練 第2回〔第一問〕

問2 次の設例に基づき、(1)及び(2)のそれぞれの問に答えなさい。

〔設例〕

被相続人Aは、平成30年5月23日に病死し、被相続人Aの相続人等は全員日本国内に住所を有しており、同日中にその事実を知った。

被相続人Aの相続人等の状況は次に図示するとおりであった。



- ① 被相続人Aは、宅地Xとその上に構造上区分のある一棟の建物Y（区分所有建物である旨の登記がなく、A単独で所有している。）を所有していた。また、建物Yの利用状況は、1階部分がAの居住用、2階部分がAと生計を別にする子C及び妻C'の居住用であった。なお、宅地X及び建物Yの貸借に関して、地代及び家賃等の授受はない。
- ② 相続人である子C及び子Dは、分割協議により宅地X及び建物Yについて各々2分の1ずつ共有持分で取得し、各人は申告期限まで引き続き所有している。また、申告期限において建物Yの1階部分は利用されておらず、2階部分の利用状況は①と同様であり、宅地X及び建物Yの貸借に関して、地代及び家賃等の授受はない。
- ③ 相続人は相続税の計算上、取得した宅地Xについて、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようと考えている。

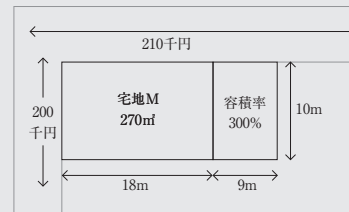
- (1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、その概要及び適用要件を説明しなさい。
- (2) 子Dが特定居住用宅地等として(1)の特例を受ける場合に、必要となる人的要件（租税特別措置法第69条の4第3項二号）について説明しなさい。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕3

(4) 宅地M（270㎡）は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は都市計画道路予定地の区域内となる部分を有するものであり、その利用に制限を受けている。相続開始の直前において、この宅地は更地であり、申告期限においても更地のままである。



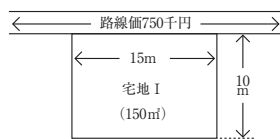
〔第二問〕【資料1】3

(2) 宅地Iは、養子Eが取得する。

宅地I（150㎡）は、平成6年3月9日から被相続人甲が月極駐車場として貸し付けていたものである。

なお、この宅地は、容積率400%の路線価地域（繁華街地区）に所在し、そのうち56㎡は、都市計画道路予定地（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち道路の予定地をいう。）である。

また、養子Eは相続開始時から申告期限までの間に被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限までに引き続きこの宅地を有し、かつ、貸付事業の用に供している。



ズバンの中!

〔第二問〕3(6)

チ 社の平成30年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

なお、〇社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、課税時期の直前に終了した事業年度末から課税時期までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
現金預金	15,327,000	買掛金	29,548,000
受取手形	2,000,000	未払費用	2,174,000
売掛金	32,814,800	借入金	12,000,000
商品	4,393,000	貸倒引当金	351,000
建物	35,000,000		
土地	60,000,000		
保険積立金	8,000,000		
繰延資産	2,783,900		
合計	160,318,700	合計	44,073,000

⑦1 受取手形は、全て課税時期から6か月以内に支払期限の到来するものであり、券面額にて計上されている。この受取手形を金融機関で割引した場合の手数料は25,000円である。

2 建物は、5階建ての建物であり、固定資産税評価額は30,000,000円である。この建物の1階部分については第三者に賃貸しており、2階から5階部分については、〇社の店舗及び事務所として使用している。

なお、この建物は、借家権割合30%である地域（都市計画区域内）に所在している。

3 土地は、平成25年5月25日に取得した宅地であり、課税時期における相続税評価額は、78,500,000円である。

なお、課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、98,125,000円である。

4 保険積立金は、被保険者を被相続人甲、受取人を〇社とする生命保険契約に基づき支払った保険料のうち、資産計上した金額である。

なお、〇社は、被相続人甲の死亡によりこの生命保険契約に基づいて保険金30,000,000円を受け取り、この保険金を原資として配偶者乙に対して死亡退職金15,000,000円を支給している。

5 繰延資産は、財産性のない資産に該当する。

6 相続開始直前に終了した事業年度に係る法人税額等の未払いの金額は、法人税3,062,300円、消費税1,786,200円、事業税1,426,500円、道府県民税872,900円である。

7 特に記載のあるものを除き、貸借対照表上の金額と財産評価基本通達の設定に基づき計算した金額は、同一である。

〔第二問〕3

(8) Q株式会社の株式20,000株は、養子Eへ遺贈する。この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。なお、Q株式会社の事業年度は1年で、決算期は4月である。

イ 課税時期前後の株式の最終価格

(イ) 4月19日	2,950円
(ロ) 4月20日	2,920円
(ハ) 4月21日から4月22日	取引なし
(ニ) 4月23日	2,930円

ロ 毎日の最終価格の月平均額

(イ) 平成30年4月の毎日の最終価格の月平均額	2,920円
(ロ) 平成30年4月1日から19日までの毎日の最終価格の月平均額	2,960円

(ハ) 平成30年4月23日から30日までの毎日の最終価格の月平均額

(ニ) 平成30年3月の毎日の最終価格の月平均額	2,910円
--------------------------	--------

(ホ) 平成30年2月の毎日の最終価格の月平均額

(ヘ) 平成30年1月の毎日の最終価格の月平均額	2,890円
--------------------------	--------

ハ 配当金交付の基準日 平成30年4月24日

ニ 予想配当金額 1株につき10円

ホ 配当落の日 平成30年4月20日

●実力完成答練 第4回〔第二問〕3(5)

⑥ 被相続人甲に係る相続開始時におけるN社の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次表のとおりである。

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	1,000,000	買掛金	14,000,000
預金	60,000,000	支払手形	2,800,000
受取手形	5,000,000	借入金	15,000,000
売掛金	16,200,000	貸倒引当金	500,000
前払費用	1,500,000	賞与引当金	1,000,000
建物	7,000,000	その他の負債	900,000
土地	50,000,000		
ゴルフ会員権	3,200,000		
その他の財産	11,500,000		
合計	155,400,000	合計	34,200,000

⑦1 「預金」は定期預金であり、相続開始時における既経過利息の一金額は180,000円、源泉徴収されるべき所得税の金額は27,567円である。

2 「受取手形」のうち2,000,000円は、支払期限が相続開始時から8ヶ月後のもので、相続開始時において金融機関で割引を行った場合は割引料として62,000円を支払わなければならない。

3 「売掛金」については、相続開始時において1,200,000円の回収不能額が見込まれている。

4 「前払費用」は、損害保険料の未経過分であり、相続開始時において返還を受けることができないものである。

5 「建物」の固定資産税評価額は8,000,000円である。「建物」は全体の30%相当分について第三者に賃貸している。

6 「土地」の相続開始日の属する年分の相続税評価額は40,000,000円である。ただし、「土地」は相続開始日の1年6ヶ月前に取得しており、取得時から相続開始時までの地価変動はない。

7 「ゴルフ会費権」は、取引相場のあるもので、相続開始時における通常の取引価額は3,000,000円である。

8 相続開始日の属する事業年度に係る法人税等のうち、その事業年度開始の日から相続開始日までの期間に対応する金額で相続開始日において未払いの金額は3,200,000円である。

9 相続開始日以前に賦課期日のあった固定資産税の税額のうち、相続開始日において未払いの金額は400,000円である。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕3

(6) 〇社株式20,000株は養子Dが取得する。この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場している株式で、その評価に必要な事項は、次のとおりである。なお、〇社の本社は大阪府にある。

イ 株価の状況

	(東京)	(名古屋)
平成30年6月13日の株価	503円	500円
平成30年6月14日の株価	413円	410円
平成30年6月15日の株価	410円	406円
平成30年6月16日の株価	なし	なし
平成30年6月17日の株価	なし	なし
平成30年6月18日の株価	408円	410円

平成30年6月1日から13日までの毎日の最終価格の平均額 498円 501円

平成30年6月14日から30日までの毎日の最終価格の平均額 411円 407円

平成30年6月の毎日の株価の月平均額 454円 446円

平成30年5月の毎日の株価の月平均額 499円 497円

平成30年4月の毎日の株価の月平均額 511円 513円

ロ 株式の分割（無償交付）の基準日 平成30年6月18日

ハ 株式の分割の効力が発生する日 平成30年8月18日

ニ 株式の交付数 株式1株につき0.2株を交付

ホ 権利落ちの日 平成30年6月14日

ズバンの中!

〔第二問〕 3

(1) U銀行の本店に預けられている外貨普通預金(200,000ドル)は、孫Fへ遺贈する。

なお、U銀行の公表する為替相場は、次のとおりである。

イ 平成30年4月20日の最終為替相場

(イ) 対顧客直物電信売相場(1ドル) 110円40銭

(ロ) 対顧客直物電信買相場(1ドル) 108円40銭

ロ 平成30年4月21日及び22日の最終為替相場 休日

ハ 平成30年4月23日の最終為替相場

(イ) 対顧客直物電信売相場(1ドル) 110円10銭

(ロ) 対顧客直物電信買相場(1ドル) 108円10銭

〔第二問〕

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。

(1) V生命保険

イ 保険契約者 被相続人甲

ロ 被保険者 被相続人甲

ハ 保険料負担者 被相続人甲

ニ 保険金受取人 配偶者乙

ホ 保険金額 30,000,000円

ヘ 契約者貸付金 2,000,000円

(2) W生命保険

イ 保険契約者 配偶者乙

ロ 被保険者 被相続人甲

ハ 保険料負担者 被相続人甲 50%、配偶者乙 50%

ニ 保険金受取人 子C

ホ 保険金額 26,000,000円

〔注1〕 V生命保険については、保険金の支払いは契約者貸付金を控除した残額が支払われている。

〔注2〕 W生命保険の保険金額については、予定利率年1.5%で10年間の年金払の総額であり、1年間の支払額は、2,600,000円である(予定利率年1.5%の複利年金現価率は10年で9.222)。なお、課税時期に解約した場合の解約返戻金の金額は、24,000,000円である。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕 3

(8) ドイツ国債(ドイツ連邦共和国政府が発行する公債) 50,000ユーロは、妹Cが取得する。

なお、取得の際、所在国の法令により、相続税に相当する税9,000ユーロが課されており、納付すべき日における電信売相場1ユーロ132円、国内から送金する日の電信売相場は1ユーロ135円であり、送金は遅延していない。

また、被相続人甲の相続開始日前後における最終の為替相場は次のとおりである。

	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日
・対顧客直物電信買相場(1ユーロ)	130円	なし	なし	129円
・対顧客直物電信売相場(1ユーロ)	133円	なし	なし	132円

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

6 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	W生命保険	X生命保険
保険契約者	配偶者乙	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲1/2、 配偶者乙1/2	被相続人甲
保険金受取人	子B	配偶者乙
保険金額	80,000,000円	50,000,000円
払込済保険料	66,000,000円	39,000,000円
契約者貸付金	4,000,000円	—

〔注2〕 W生命保険会社の保険金は、契約者貸付金を控除した残額が保険金受取人である子Bに支払われる。

●全国公開模試〔第二問〕 7

(3) S生命保険

イ 保険契約者 子A

ロ 被保険者 被相続人甲

ハ 保険料負担者 被相続人甲50%、先妻乙50%

ニ 保険金受取人 子A

ホ 保険金額 年2,000,000円

〔注〕 上記の保険金額は、子Aの生存中に限り、平成30年5月20日を第1回目として、毎年5月20日に2,000,000円ずつ10回にわたって支払われるものである。

ズバリ的中!